

覚 書

東京都を甲とし、
を乙として、甲乙間において、広告主の依頼を受けて作成する広告の原稿の取扱いについて、次の条項により覚書を締結する。

(広告主の原稿の確認等)

第1条 乙は、版下原稿を提出するに当たっては、責任を持って、乙に広告作成を依頼した広告主（以下「広告主」という）に対し、広告内容が次のいずれにも該当しないものであること及び第三者の権利を侵害しないものであることを確認するものとする。

- (1) 都の印刷物の公共性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人宣伝に係るもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (5) その他都の印刷物の掲載広告として妥当でないと認められるもの

2 乙は、版下原稿が、前項各号のいずれかに該当すると認めるとき又は第三者の権利を侵害するおそれがあると認めるときは、責任をもって、広告主に当該原稿の変更を求め、変更後の版下原稿が問題のないことを確認の上、甲へ提出するものとする。

(広告掲載条件の周知)

第2条 乙は、広告主に対し、甲が広告掲載決定通知書により示した広告掲載の条件について周知し、広告主の同意の上、広告掲載の手続を行うものとする。

(広告の内容に関する紛争)

第3条 印刷物に掲載された広告の内容に関する紛争については、広告主の責によるものであっても、乙の責任において解決するものとし、甲はいかなる責任も負わないものとする。

(疑義等の決定等)

第4条 この覚書の各条項の解釈について疑義が生じたとき又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

上記覚書締結の証として、本覚書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

令和 年 月 日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都
代表者 東京都知事

乙
代表者